

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,023,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 130,877	千円 Δ2	千円 130,875
	1 財産運用収入	130,877	Δ2	130,875
2 繰入金		10,452,248	0	10,452,248
	1 一般会計繰入金	6,991,371	3	6,991,374
	2 基金繰入金	3,460,877	Δ3	3,460,874
歳入合計		69,023,825	Δ2	69,023,823

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 69,023,825	千円 Δ2	千円 69,023,823
	1 公 債 費	69,023,825	Δ2	69,023,823
歳 出	合 計	69,023,825	Δ2	69,023,823